

「一般消費者に対するエネルギーの供給の事業を行う者が講ずべき措置に関する指針」及び「事業者が自主的に行う技術の提供、助言、事業の連携等による他の者のエネルギーの使用の合理化の促進に寄与する取組に係る報告の様式」の一部改正案に対する意見募集の結果について

※紙面の都合等により、表現は一部簡素化等しております。なお、本件意見募集とは直接関係のない御意見(6件)に対して、経済産業省の考え方は示しませんが、承っております。

整理番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	・さまざまな地球環境上の課題を解決するためにも、エネルギーの消費量を減らすことは重要なことだとは思う。しかしながら、一例とはいえ、消費者にどれだけ節約できているか評価し、評価結果をウェブサイトで公表する方法に疑問を感じる。	・御指摘のとおり、省エネの取組は重要であり、一般消費者が省エネに取り組むにあたり、各エネルギー供給事業者の省エネに関する一般消費者向けの情報提供等の取組状況に関する評価結果を、弊庁ホームページで一般消費者がまとめて確認出来ることは重要であると考えております。
2	【指針改正案】 ・本告示案において「努めなければならない。」とする規定と「努めるものとする。」とする規定はいずれも努力義務規定と理解するが、その意味するところの違いは何か。 ・新設する第4項及び第5項の規定について、第3項の規定により集約した上で提供することとしない理由は何か。(その方が効果的な情報提供となるのではないか。) 【様式改正案】 ①P2備考1「日本産業規格A4」については、「日本産業規格A列4番」とすべきではないか。 ②P2備考8の告示番号中「平成19年」は「平成19年」とすべきではないか。 ③P3備考3「…申請書及び…報告書を添付すること。」とあるが、申請書及び報告書の原本は当該申請又は報告を行った者に提出済のものであるから提出することではなく、「写し」を添付させる必要があるのではないか。 ④P4備考2から5までについてのみ、本改正案で法令番号・条項等に漢数字が用いられている。 ⑤P7第3表の各項目について「省エネ」と規定する箇所は「省エネルギー」とすべきではないか。 ⑥同表中「CO2」と規定する箇所は「二酸化炭素」とすべきではないか。	・「努めなければならない。」とする規定と「努めるものとする。」とする規定はいずれも努力義務規定ではありますが、「努めなければならない。」と規定している省エネに資する情報提供に関して、より強く取組を求めています。 ・第1項及び第2項の規定では省エネに資する情報の提供を求めているが、第3項ではこれらの情報を一般消費者が確認しやすいよう省エネに資する情報を集約し提供することを求めています。他方、第4項及び第5項に規定した情報は省エネに資する情報ではない情報の提供に関するものであるため、第3項の規定には含めないこととしております。御指摘については、より効果的な情報提供に関する検討の参考とさせていただきます。 ・様式内の記載に関して、②③④について御指摘を踏まえ以下のとおり修正させていただきます。 ②P2備考8の告示番号中「平成19年」の記載を「平成19年」に修正 ③P3備考3について、当該申請書及び報告書の写しの添付を求めるよう記載を修正 ④P4備考3から5に記載の法令番号・条項等を、算用数字に修正
3	・ガイドライン(案)19ページの4. 3「評価方法」について、引き続き「得点率」によって評価することとしますが、電気事業者の項目は増えており、他の事業者(都市ガス・LPガス)よりも多くのことに取り組むことになり、その分は評価することが公平と考える。 ・ガイドライン(案)26ページの4. 66「評価結果の事業者の通知」について、事業者の取組改善を促す観点からは、「項目ごと」、「得点が得られなかった項目は、その理由」等詳細なフィードバックをお願いしたい。 また、フィードバックのタイミングについては、例えば事業者が実際には取組を実施したものの、報告書での書きぶりによって不十分と見做されてしまうことも考えられる。公表前に結果をフィードバックして頂き、事業者から取組内容の説明を受け付けるような期間があれば、その様なことを防ぐこともできると思うので、検討願う。	・省エネコミュニケーション・ランキング制度では、足元のエネルギー供給事業者の取組状況を加味し、小売電気事業者、都市ガス小売事業者及びLPガス小売事業者の評価項目を設定しております。そのため、エネルギー供給事業者の取組状況を5段階で評価する方法は、得点率によって行うことが適当であると考えております。他方、小売電気事業者と都市ガス小売事業者及びLPガス小売事業者の評価項目の数が異なる点は承知しており、御指摘については、公平な評価方法の検討の参考とさせていただきます。 ・評価結果の事業者への通知については、項目ごとの得点状況をや得点が得られなかった理由等、可能な範囲で詳細な情報をフィードバックさせていただきたいと考えております。また、フィードバックに対する御指摘を踏まえ、事業者に対するフィードバックは、評価結果の公表前に実施するよう検討させていただきます。
4	・告示(案)様式の「(2)一般消費者に対するエネルギーの供給の事業を行う者が講ずべき措置に関する指針等に基づく情報提供の状況」で、行政及び市民における便利のために、様式において法人番号の記載が行われるようにすると良いのではないかと考える。 理由は、法人番号の記載が行われるようにすると、行政や市民において確認等のために利便性があるため。 (また、法人番号の記載により、関係する事務や手続に関しての幾分かの公正性の向上も見込めるのではないかと考える。省エネ行政は不正の無いクリーンなものであるべきと思われるが、法人番号の記載はその性質を高めるために資すると思われる。)	・エネルギー供給事業者の取組状況について、本様式に記載された回答の内容は公表せず、回答をもとにした省エネコミュニケーション・ランキング制度の評価結果を公表します。 評価結果の公表の際は、事業者名及び評価結果が示されていることが重要と考えており、法人番号を記載することは考えておりません。